

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途の状況

地方消費税交付金（社会保障財源化分）決算額 1,159,791千円

単位：千円

充当対象事業		事業費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	市債	その他	充当額	その他
社会福祉	障害者福祉事業	2,363,121	1,472,820	0	151,773	109,241	629,287
	高齢者福祉事業	192,727	1,310	0	11,242	26,651	153,524
	児童福祉事業	5,411,525	2,025,584	0	315,972	454,100	2,615,869
	母子福祉事業	49,316	23,317	0	2,381	3,494	20,124
	生活保護扶助事業	1,180,842	903,406	0	4,334	40,396	232,706
	その他	110,748	16,232	0	24,457	10,363	59,696
	小計	9,308,279	4,442,669	0	510,159	644,245	3,711,206
社会保険	国民健康保険事業	723,000	259,654	0	0	68,537	394,809
	介護保険事業	1,042,702	0	0	305	154,188	888,209
	後期高齢者医療事業	1,309,738	206,192	0	0	163,233	940,313
	小計	3,075,440	465,846	0	305	385,958	2,223,331
保健衛生	高齢者医療事業	210,970	80,565	0	35,228	14,078	81,099
	疾病予防事業	481,367	19,292	0	39,027	62,576	360,472
	健康増進事業	488,821	9,801	0	170,326	45,661	263,033
	母子保健事業	99,403	71,827	0	508	4,004	23,064
	診療所運営事業	68,992	0	0	46,889	3,269	18,834
	小計	1,349,553	181,485	0	291,978	129,588	746,502
合計		13,733,272	5,090,000	0	802,442	1,159,791	6,681,039

※ 消費税率が引き上げられたことによる増収分については、地方税法第72条の116により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする。」とされており、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分し、充当しています。

※ 介護保険事業については、平成30年4月より保険者を東三河広域連合に統合したため、東三河広域連合への負担金等に充当しています。